

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例	公 布 日	昭和37年1月1日
条例番号	昭和37年三重県条例第2号	直近改正日	平成23年11月30日
所管部局課	教育委員会事務局福利・給与課	電 話 番 号	059-224-2950
条例の概要	地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により準用する地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、県立の高等学校及び特別支援学校の地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員(以下「現業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものである。	条例の類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公務員の給与その他の勤務条件については、住民自治の原則に基づき県民の代表である議会の議決による住民の同意が必要であり、現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	住民自治の原則に基づき、条例を制定する必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例、規則その他の規定について、この条例の対象となるものであり、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準等を定めたものであり、法令、憲法に抵触していない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、条例での規定が定められており、整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	県立高等学校等の現業職員の給与は、現業職員以外の県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮して定められており、適正なものである。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	概要に記載の法律等の規定に基づき、条例で定めており、規定を廃止することで給与及び手当の一部が支給できなくなるおそれがある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	県立高等学校等の現業職員の給与の種類を定めており、その額等については、現業職員以外の県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮し、適宜見直しており効率的である。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			今後も、県民の理解を得られる適正なものとなるよう、現業職員以外の県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮し、適宜見直しを実施する。	無